



平成 17 年 8 月 24 日制定

(趣旨)

第1 かがわの農村地域に根ざしたグリーン・ツーリズムの推進を目的に、かがわグリーン・ツーリズムサポーター

(以下「サポーター」という。)制度の運営に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2 サポーターとは、かがわのグリーン・ツーリズムの愛好者、実践者であって、グリーン・ツーリズムの趣旨に賛同し、自ら次に掲げる活動を実践する者をいう。

(1) グリーン・ツーリズムに対する意見・提案や情報収集

(2) 地域や職場など身近な場所でのグリーン・ツーリズムに関する各種情報の発信(口コミなど)

(3) その他グリーン・ツーリズムの推進に有益な活動

(認定区分)

第3 サポーターの認定区分は、次のとおりとする。

(1) 愛好者(訪問者)の立場にある者は、「かがわGTふれあい隊員」として登録する。

(2) 実践者(受け入れ者)の立場にある者は、「かがわGTサポーター」として登録する。

(認定者)

第4 サポーターの認定は、かがわグリーン・ツーリズム推進協議会長が行う。

(認定)

第5 サポーターとしての認定を希望する者は、認定者に認定届出書(様式1)を提出するものとする。

2 認定者は、登録届出書を提出した者に対して、認定通知書(様式2)及び認定カード(別記1)を交付するものとする。

3 認定の期間は、認定された日から平成22年度の末日までとする。

4 認定届出書記載の個人情報は、第8に規定するサポーターの活動に対する支援等に使用するものとする。

(認定抹消)

第6 認定者は、サポーターから辞退の申し出があったときは、その認定を抹消するものとする。

2 認定者は、前項により認定を抹消したときは、当該者に対して、認定抹消通知書(様式3)を通知するものとする。

(サポーターの役割)

第7 サポーターは、それぞれの立場でグリーン・ツーリズムを体験及び実践するとともに、かがわグリーン・ツーリズム推進協議会が行うグリーン・ツーリズムに関する行事等に積極的に参加するものとする。

(サポーターの活動に対する支援等)

第8 推進協議会は、かがわのグリーン・ツーリズムに関する各種情報を提供する。

2 推進協議会は、活動内容を円滑に推進するため、モデルツアーの実施などの必要な事柄について、可能な範囲で対応する。

3 サポーターから提案されたことについて、推進協議会などの取組みに反映する。

(事務局)

第9 事務局は、かがわグリーン・ツーリズム推進協議会事務局(香川県農政水産部農村整備課)におく。

(補則)

第10 この規程に定めるもののほか、サポーター制度の運営に関して必要な事項は、別に定める。

(附則)

この規程は、平成17年8月24日から施行する。